

令和 7 年

富士川町議会

第 2 回臨時会会議録

令和 7 年 2 月 2 1 日 開会

令和 7 年 2 月 2 1 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 7 年

富士川町議会第 2 回臨時会

令和 7 年 2 月 2 1 日

令和7年2月21日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第4号 富士川町東別館他解体工事請負変更契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 宇田川 朱 恵 | 2番 | 神 田 雅 也 |
| 3番 | 依 田 誠 司 | 4番 | 深 澤 一 幸 |
| 5番 | 小 林 和 良 | 6番 | 秋 山 仁 |
| 7番 | 望 月 眞 | 8番 | 小 林 有紀子 |
| 9番 | 齊 藤 欽 也 | 10番 | 青 柳 光 仁 |
| 11番 | 鮫 田 洋 平 | 12番 | 井 上 光 三 |
| 13番 | 堀 内 春 美 | | |

3. 欠席議員

な し

4. 会議録署名議員

- | | | | |
|----|-------|----|---------|
| 7番 | 望 月 眞 | 8番 | 小 林 有紀子 |
|----|-------|----|---------|

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（6人）

町	長	望月利樹	副町長	早川竜一
会計管理者		河原恵一	政策秘書課長	中込浩司
財務課長		深澤千秋	管財課長	渡辺成昭

6. 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	依田正紀
書	記井上直子

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第4号をもって招集されました、令和7年第2回富士川町議会臨時会に、議員ならびに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和7年第2回富士川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番望月眞君及び8番小林有紀子さんを指名します。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 議案第4号 富士川町東別館他解体工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

———提案理由朗読説明———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第4号について補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

議案第4号の補足説明をさせていただきます。タブレット2ページをお開きください。本契約につきましては、令和6年5月21日に一般競争入札事業審査型を実施し、令和6年6月14日の定

例会において、契約を締結いたしました。富士川町東別館他解体工事におきまして、今般、契約内容に変更が生じたため、契約金額を変更するものであります。また、令和7年1月29日の第1回臨時会において、工期延期をお願いした案件ではございます。工事名につきましては、富士川町東別館他解体工事であります。工事場所につきましては、富士川町青柳町地内であります。工事の変更理由であります、解体工事において特別な作業が生じたことによる増工および廃棄物等の処分料の確定に伴う精算により、契約金額を変更するものであります。工期につきましては、令和7年2月28日で変更はございません。変更後の金額、契約金額につきましては、変更前1億5137万7600円が変更後1億5818万円、増額分につきましては680万2400円であります。契約の相手方につきましては、山梨県笛吹市御坂町下黒駒1602番地8、鈴健興業株式会社代表取締役鈴木康修であります。なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは質疑したい、お聞きしたいことがあるんで、ちょっと少し何点かお答え願いたいと思います。まず1点目については、変更契約の内容ですけど先ほど作業、特別作業による増工とあと数量確定というお話なんです、特別な作業とはどんなものなのかご説明願いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。特別な作業につきましては、解体工事に際しまして東別館分館において、分別作業の際に断熱材の剥離がうまくいかず、作業の増工があった部分、それについては、スタイロフォームを高圧洗浄機による除去が新たに必要になった部分でございます。それから、東別館の複層床シートの裏地材が床に残ってしまったことによる研磨作業であります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

一般的にこういう案件っていうのは、例えば、廃棄物の量が増えたとか減ったとかということでやるっていうのは承知してるんですけども、今のお話であると、今回解体工事ということで、アスベストも含まれているということは事前にわかってた案件だと思うんですけども、今の剥離作業の話なんかお伺いすると、何か特別、なんていうかな、想定外の特別な事態というふうに私ちょっと感じないんですけども、当局はどのようにそこんところは理解しているのか、あるいは判断したのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。特別な作業という部分につきましては、通常の解体分別作業以外の作業ということで、判断をさせていただいたところでございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

これで最後になりますけれども、以前本庁舎、旧庁舎ですね、解体のときにアスベストが予想外のところから、解体するにあたってアスベストの調査をしていたけれども、予想外のところから大量に出たという案件があったということは承知してるんだよね、これ予想外の場所だったと。今回はそういう意味で予想外の出来事なのかどうか、っていうと私はそのように思わないんですけど、どうでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。予想外という部分のご質問ではありますが、公共工事につきましては、設計書で積算をした元に基づいて作業を行わせるところでございます。そこで、設計書に積算されていない作業が生じたリンクが手間を取らせたということの判断から、変更の増額というような形で算出したところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

積算書にちょっと載っていないというのは理解しがたいんですけども、一応私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは質疑をさせていただきます。ただいまの第4号議案ですけども、まず一点、計画を超えるですね460tものをコンクリートガラが発生してるんですね。これは460tですから、10tトラックにして46台分のガラが発生、追加のですね、これはですね例えば解体設計のミスなのか、施工業者の見積りの甘さなのか、原因はどこにあるとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回の解体設計の積算方法につきましては、全員協議会の折にも説明させていただいておりますが、重複すると思いますが、積算方法につきましては統計的な数値、換算率という率を使って、鉄筋コンクリート造の建屋の延床面積等々のものから積算しているところでありますので、その部分が旧町民会館東別館等におかれましては、それ以上のコンクリート造、造りであったということが原因であったと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

第2の質問ですけれども、断熱材がうまく剥がれなかった件はですね、7月の16日に発見されて、実は7月の26日に作業は完了していると複層シートは7月25日に発見されて、9月12日に既に作業完了となっていますね。この際に、これ追加作業ですから、指示書とか、あとは発注書およびその最後にかかる金額が明示されたものがあると思うんですけれども、それは確認させていただくことは可能ですか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。工事、まだ完成しておりませんので、業者からの報告につきましては、まだ完成図書等は上がってきておりませんが、協議書の部分、指示書の部分については、両者複製を持っておりますので、その部分については見ることは可能であります。ですが、全体書類ということであれば、完了後検査が終わってから見ていただく方がよろしいかと考えます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

これ今の件、ちょっと私が聞いていることと違うので、カウントしていただきたくないんですけども、私はこの作業についての発注書があるべきだと思ってるのでそれを見たいと言っております。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。発注書ということはございませんが、業者とのやり取りについては協議書で行っておりますので、その指示により、作業を行わせたということになっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

最後に、もう一点行きますけどよろしいですか。4回目になりますか。4回目いけませんか。

○議長（堀内春美さん）

通常は3回ですけれども4回目今回は許可をいたします。

○5番議員（小林和良君）

はい、ありがとうございます。結構です。ぐちゃぐちゃいろいろあるので、私の方で一旦これは終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

それではこの案件について質疑させていただきます。地方自治法第96条で定める議会の議決事件は、住民を代表する議員が意思表示を示す手段であり、非常に重い権限だと思っております。議員が異を唱えれば、町が行う公共工事のルールを曲げることもでき、工事を止めることもできます。またその判断は極めて重要であり、契約の必要性、妥当性などを総合的に判断すべきもので、感覚や感情で判断すべきものでないと思います。これはこの考えは、これからも今までも変わらないものです。そのところをしっかりと念頭に置き、この議案に対する質疑を行い、この後の判断材料にしたいと思います。一つ目の質問です。今回の契約で、もしまだ増額変更が認められなかった場合、どのようなことが想定されますか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回の契約変更が認められないということになりますと、正当な対価の支払いができいうこととなりますので、業者につきましてはどういう判断をするかはわかりかねますが、法的措置を取るようなことも考えられると思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

そうすると、ダンピングということになるのかちょっとわからないですけれども、今の答えについてそうなった場合、訴えられるのは法的措置というところで考えると、訴えられるのかなとは思いますが、訴えられるのは議会になるのか、町になるのか、またその費用的な部分はどうか、お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。業者が何に基づいて争うかということになろうかと思われませんが、発注者はあくまでも町でございますので、訴える相手の対象となるのは、町になると考えております。また、先ほどの費用、訴訟費用というような部分、費用面につきましては、仮定の話なんですけれども、そうなった場合は、追加で費用をお願いするようなことになろうかと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

そうすると訴訟された場合には、ちょっと余計なお金がかかるのかなっていうですね、分かりました。ちょっとまた視点を変えて最後の質問になるんですけれども、今回もし認められなかった場合に、今後の他の公共工事を行う際の入札への影響はあるとか考えますか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。変更を認めていただけないというようなことが評判になりますと、業者の方は入札に当たっての参加が減少するとか、落札率等に影響があるのではないかと

考えております。以上です。

○11番議員（鮫田洋平君）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第4号について質疑を終わります。

これから、議案第4号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

原案に反対の討論があります。

○議長（堀内春美さん）

議案第4号について討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは議案第4号富士川町東別館他解体工事請負変更契約締結についてに関して、以下の理由により反対の立場で意見を述べさせていただきます。第1にスタイルホームおよび複層シートの残材、要はうまく貼らなかつた、除去の追加作業についてです。本件の解体対象となる建物は築40年以上が経過しており、その構造や使用されている建物の状況が劣化していることは容易に予見できるものです。断熱材スタイルホームや複層シートが綺麗に剥がれず、残材が床に残ることは決して不測の事態ではなく、むしろ当然のことと考えられます。スタイルホームについては先ほど皆さんちょっと確認させていただいたと思うんですけども、実物を手に取ってみれば、接着後40年経過後に残材なく剥がれるとは考えられないと思います。今回の残材の除去工事は、そもそも契約時点で想定すべき工事内容であり、本来であれば、事前の調査や見積りの段階で考慮されるべきものです。それにもかかわらず、今になって追加費用を求めるのは、事前の計画や見積りの不十分さが明らかになっていることに過ぎません。また、本除去工事が議会への報告や承認を得る前に、担当課の判断で既に実施されてしまっていることは、議会は完全に軽視する行為に当たります。議会に報告があったのは1月17日ですが、断熱材、スタイルホームは7月16日に発見そして7月26日に既に作業完了、複層シートは7月25日に発見、9月12日に既に作業完了しているのです。しかもこの時点での金額の確定はできていないとされています。ということは、金額の確定ができていないにもかかわらず、作業指示を出してしまったこととなります。第2に、本解体工事においては当初の設計段階で、コンクリートガラ総量が4704tと見積もりされておりますが、これは適切な調査に基づいた数値であったはずで、設計業者は、現場の構造や材質を十分に検討した上で、この数量を算定したと考えます。また、本工事は入札による契約であり、解体業者は事前に現場を確認した上で、自らの判断で入札額を決定したはずで、つまり、解体業者は施工リスクを含めた形で価格を設定しており、多少の誤差を考慮した上で契約を締結しているとも考えます。追加費用を認めることは、入札の公正性を損ない、公正性というのは、入札額を低くやって入札をして後で追加をするというそういう手法が繋がる可能性もあると、今後の契約においても安易な追

加請求を助長する恐れがあります。また、今回の追加費用の根拠とされている460.5tの超過についてその原因が、解体工事の設計ミスなのか、施工業者の見積りの甘さなのか、明確な説明がされていません。今後のためにも、明確にする必要があると考えます。また、もしこのような追加費用を安易に認めることになれば、今後も同様な理由で、追加工事が次々と請求される懸念があります。町の財政を健全に維持し、町民の大切な税金を適切に活用し、適切に契約を管理するためにも、今回の追加工事費を含む請負変更契約の締結には反対いたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

（ な し ）

他に討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、日程第4 議案第4号について採決します。

この採決は起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。着席してください。従って議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

皆さまにはお忙しいところ、大変ご苦勞さまでした。

令和7年第2回富士川町議会臨時会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦勞さまでした。

閉会 午前9時28分